

社会福祉法人かほく会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かほく会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 理事長の報酬は、年間 150 万円以内とする。

2 常勤理事(理事長を除く。)の報酬は、年間 500 万円以内とする。

3 非常勤役員及び評議員の報酬は会議 1 回につき 10,316 円とし、全非常勤理事の報酬総額は年間50万円以内、全監事の報酬総額は年間 20万円以内、全評議員の報酬総額は年間 20万円以内とする。

(費用弁償)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から 1 か月以内に支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(支給制限)

第4条 この法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員及び評議員には報酬及び費用弁償は支給しない。

但し、正規の勤務時間外に開催される理事会に出席した場合は、非常勤役員及び評議員の報酬に準じて報酬を支給する。費用弁償も同様とする。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給方法は、この法人の給与規程及び旅費規程の支給方法に準ずるものとする。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第8条 この規程によりがたい特別の事情がある場合は、理事長において定める額を支給することができる。

(附則)

この規程は平成 30 年6月30日(定時評議員会の議決日)から施行する。

令和 4 年 9 月 1 日 一部改訂(第 2 条)